

2010.12.20

訴訟社会アメリカ

(アメリカ編～Vol.5)

1 弁護士の役割

(1) アメリカは、訴訟社会として有名です。そうなった理由の一つに、アメリカでは弁護士の業務がビジネスとして成り立っていることがあります。

(2) 成功報酬制度により、アメリカで訴訟を提起しようとする者は、たとえ着手金を支払わなくても弁護士を代理人として訴訟を提起することも可能です。その代わりに、成功報酬制度を利用した場合、勝訴の折には通常より高めの報酬を支払うことが必要となります。

アメリカでは若干人海戦術的に、一つの事件に弁護士が投入されることもあります。タイムチャージベースの訴訟事件でも何億、何十億円という弁護士費用が必要となることがあり、今では企業向けに訴訟費用を減額する為のコンサルタントもいるとのこと。

2 訴訟制度

また、アメリカの訴訟制度に特有のディスカバリー、クラスアクション、懲罰賠償、民事陪審といった制度の存在もアメリカで訴えを容易にしている要因です。

(1) ディスカバリー (Discovery)

これは、アメリカの民事訴訟の中での証拠収集手続です。この手続には裁判所が関与せず、当事者の代理人間で進められます。まず、一方の当事者が、相手方当事者に対し、質問状を送ります。次に、ある一定の事項に関連する全ての資料の提出を要求します。これを「文書提出」(Production of Documents) といい、相手方には求められた資料の提出義務が課せられます。この制度により、会社がアメリカにおいて訴訟の当事者となった場合、会社側の資料については内部書類に至るまで、一切の処分を禁じられます。現在では、e-discovery という電子メールや、コンピュータに保存されたデータについても文書提出の対象とされることがあり、非常に労力、費用を要することが、問題視されています。

また、ディスカバリーの一つとして、関係当事者の証言の録取を当事者間で行うという「デポジション」(Deposition) が行われます。アメリカの訴訟では、ディスカバリーの制度により、原告側は証拠が集めやすくなります。それが、原告側の勝訴率が高くなる要因となり、訴訟社会を育てる要因となっているのです。

(2) クラスアクション (Class Action)

クラスアクションとは、何百人単位の多数当事者がおり、権利侵害の内容が共通している場合に認められる訴訟形態です。

権利侵害の内容が共通している当事者の中でも、クラスアクションへの参加を拒む者は、オプトアウトをすることができます。クラスアクションの原告代理人となる弁護士はクラスアクションの当事者全員に告知をする必要があります、参加を拒む者は、その旨を通知することによりクラスアクションからの離脱が認められます。

アメリカでは、クラスアクションや後述の懲罰的賠償の制度の存在により、高額な訴額の訴訟が濫訴ぎみに提起される事態が生じており、2005年、そうした事態を受け、クラスアクション改革法ができ、一定の場合、クラスアクションの要件を厳格に解する連邦裁判所にも管轄が認められることとなりました。

(3) 懲罰賠償 (Punitive Damages)

懲罰賠償もアメリカ特有の制度です。この制度は、無謀な行為、悪意による行為、抑圧を伴う行為、詐欺による行為などの悪質性が高い行為類型による権利侵害の場合、実際の損害額に加え、懲罰的な損害賠償を認めるものです。皆さん、マクドナルドに、ドライブスルーで受け取ったコーヒーを足にこぼしてしまった老婦人に対して、現実の損害額に加え、その3倍の賠償額を命じたという事件をご存じでしょう。

ただ、会社に懲罰賠償が命じられた場合、日本にある会社財産に、差押等の執行がなされることはありません。海外の裁判所による判決を日本で執行するには、承認・執行という手続が必要とされていますが、日本の裁判所は、懲罰賠償は公序良俗に反するとして認めていません。

(4) アメリカの民事陪審

日本の裁判員制度と異なり、裁判官は審議に加わりません。また、刑事訴訟のみならず、民事訴訟や特許権訴訟も陪審制の対象となります。

陪審制による裁判では、弁護士がいかに陪審員を説得できるかが勝敗の決め手となります。陪審員さえ説得できれば有利な判決が得られることから、弁護士としては紛争解決手段として訴訟を選択しようとするようになります。理論よりも、情に訴えて、勝訴を勝ち取ることも比較的容易だからです。

筆者：弁護士 苗村博子

(苗村法律事務所所長、1987年弁護士登録)